

医師労働時間短縮計画作成支援の開始

年間の時間外・休日労働が960時間を超えている医師が勤務している医療機関を対象に、医師の働き方改革に向け、医療機関の医師労働時間短縮計画作成に係る取組を支援

⇒ 令和3年4月からモデル的に実施し、同年10月から本格実施

医師の働き方改革に係る都内医療機関への個別確認

- 令和2年9月に東京都が実施した「医師の働き方改革に係る勤務実態調査」（都独自調査） ※参考資料2
 - ・ 都内医療機関における医師の勤務実態を把握し、東京都勤務環境改善支援センターが医療機関の取組を支援するための基礎資料とするとともに、令和6年度に特例水準が適用となる医療機関の候補を把握するための調査
 - ・ 回答率 71.4% （457病院／640病院）
- 令和3年8月に厚生労働省が実施した「病院に勤務する医師の働き方改革に関するアンケート調査」 ※参考資料3
 - ・ 地域医療確保暫定特例水準等に該当する医療機関候補等を把握するとともに、各都道府県に設置されている医療勤務環境改善支援センターが、必要な病院に必要な支援を届けるために実施した調査
 - ・ 回答率（東京都） 47.2% （298病院／631病院）

◎ 上記2つの調査の回答内容を基に、個別の医療機関に対して電話等により医師の働き方改革に係る取組状況等の確認を実施

【目的】

都内医療機関における医師の働き方改革に係る取組状況を把握するとともに、必要に応じて、医療機関への制度周知・働きかけ、東京都医療勤務環境改善支援センターによる支援の利用勧奨を実施

【実施時期】 令和4年2月～3月

【実施方法】

上記2つの調査の回答内容から、対象医療機関を以下の6つのグループに分け、アドバイザーが電話により、「時間外・休日労働が年960時間を超える医師の有無」「特例水準申請予定の有無」「その他医師の働き方改革に係る取組状況」などの確認を実施

- | | | | | |
|---|--------------------------------|----|-----------------|--------|
| ① | 二次救急医療機関で、時間外労働年960超医師：有or不明 | + | 特例水準申請予定：有or検討中 | (80病院) |
| ② | 二次救急医療機関で、時間外労働年960超医師：有or不明 | + | 特例水準申請予定：無 | (16病院) |
| ③ | 二次救急医療機関で、時間外労働年960超医師：無 | + | 特例水準申請予定：有or検討中 | (22病院) |
| ④ | 二次救急医療機関で、時間外労働年960超医師：無 | + | 特例水準申請予定：無 | (80病院) |
| ⑤ | 二次救急医療機関で、上記2つの調査に未回答 | | | (34病院) |
| ⑥ | 二次救急医療機関以外で、時間外労働年960超医師：有or不明 | or | 特例水準申請予定：有or検討中 | (80病院) |

医師の働き方改革に係る都内医療機関への個別確認

⇒ 個別確認の結果、131病院が、時間外労働年960超医師：有or不明 or 特例水準申請予定：有or検討中 と把握

※131病院の内訳

- | | | |
|---------------|---------------|---------------|
| ① 60病院 / 80病院 | ② 9病院 / 16病院 | ③ 10病院 / 22病院 |
| ④ 17病院 / 80病院 | ⑤ 15病院 / 34病院 | ⑥ 20病院 / 80病院 |

(参考)

131病院中、

- ・ 三次救急医療機関 24病院 (三次救急医療機関全体の92.3%)
- ・ 二次救急医療機関 87病院 (二次救急医療機関全体の36.9%)
- ・ その他 20病院
- ・ 時間外・休日労働が年960時間を超える医師がいると把握している病院 54病院
→ そのうち、特例水準を申請する予定の病院 19病院

⇒ 今後はこの131病院について、状況確認・把握を行っていく

- 令和4年3月に厚生労働省が「医師の働き方改革の施行に向けた準備状況調査」を実施中 ※参考資料4
 - ・ 医療機関における準備状況を調査するとともに、特に、規制の適用により見込まれる地域医療提供体制への影響について把握し、必要な地域医療を確保しつつ医師の働き方改革を進めるための医療機関等への支援のあり方の検討に活かすことを目的とした調査 (都道府県も調査対象)
- ⇒ 回答結果は都道府県へ提供される予定のため、提供され次第、今後確認していく病院リストの情報更新に活用する

令和4年度の取組

- 定期的に医療機関の取組状況の確認を行い、特例水準対象医療機関の把握を行っていくとともに、医療機関への働きかけを徹底し、必要な医療機関へ医師労働時間短縮計画作成支援や個別の相談対応による支援を行っていく。
- 厚生労働省の検討状況も踏まえながら、特例水準の指定に係る手続き等について検討していく。

⇒ 地域医療対策協議会や地域医療構想調整会議等で情報共有、意見交換を実施し、救急医療等の地域医療提供体制への影響について検討していく。